

**平成29年度光市省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）  
申請要領（手引き）**

**○ 申請受付期間**

本年度の申請受付期間は、平成29年4月17日（月）から平成30年1月31日（水）迄とします。

※予算の範囲内で先着順としますので、期間中であっても受付を終了することがあります。

**○ 補助対象設備及び補助金の額**

対象となる設備及び補助金の額は次のとおりです。

**1 住宅用太陽光発電システム**

対象設備の要件
(1) 当該太陽光発電により発電された電気が自ら居住する住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの (2) 次に掲げる数値のうちのいずれかが10キロワット未満であるもの。なお、既設がある場合にあつては、既設分を含めて10キロワット未満であること ア 太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値） イ パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値） (3) 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく設備の認定を受けること。 (4) 電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。 (5) 未使用のもの
補助金の額
○ 市内業者と契約して設置する場合 太陽電池の最大出力1kWあたり10,000円で、補助の上限は5kW（50,000円）  ○ 市外業者と契約して設置する場合 太陽電池の最大出力1kWあたり7,000円で、補助の上限は5kW（35,000円）
※最大出力の小数点以下2桁未満及び補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。

**【留意事項】**

※「10キロワット未満のシステム」とは、太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の数値のうちのいずれかが10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。

※増設の場合でも、太陽光電池モジュールと、パワーコンディショナをともに新規に設置すること。

※既に稼働している太陽光発電システムにおいて設置時に本制度の補助を受けている場合、増設分の太陽光発電システムは補助の対象としない。

## 2 省エネルギー設備

### 【設備に係る要件】

区分	対象設備及び要件	補助金の額													
第一種設備	定置用リチウムイオン蓄電池 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステム	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限80,000円													
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限80,000円													
	HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) 居住者が居住する空調・照明等の電力使用量等を計測・蓄積し、電力使用量等の「見える化」等を実現できる製品	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限30,000円													
	地中熱利用空調器 地中にパイプ等を埋設し、地中の熱を利用し、空調・給湯などを行うシステム	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限100,000円													
	木質バイオマスストーブ (木質ペレットストーブ・薪ストーブ)	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限30,000円													
第二種設備	太陽熱利用システム (1) 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器又はソーラーシステムであること。 (2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL部品) 認定を受けた製品であること。	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限30,000円													
	複層ガラス・二重サッシ 対象設備の購入・設置に要する経費が100,000円以上のもの	50,000円													
	LED照明設備 (1) 1基から対象とする (このうち、1基は居室に設置すること)。 ※居室とは、居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室など継続的に使用する室をいう。 (2) 既設の照明設備を交換すること。 (3) 屋内の設備交換に限る。	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 設置基数ごとの上限金額は下記のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>設置基数</th> <th>前提条件</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1基</td> <td rowspan="5">導入経費の1/2</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>3基</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4基</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>5基以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	設置基数	前提条件	上限金額	1基	導入経費の1/2	10,000円	2基	20,000円	3基	30,000円	4基	40,000円	5基以上
設置基数	前提条件	上限金額													
1基	導入経費の1/2	10,000円													
2基		20,000円													
3基		30,000円													
4基		40,000円													
5基以上		50,000円													

### 【留意事項】

※対象設備の購入・設置に要する経費には、既存設備の撤去処分費及び消費税等相当額を含まない。

※対象設備については、すべて未使用のものであること。(リースによる設置は対象外)

※HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) について、次の費用は経費に含まない。

- ・ サーバー料金、ネットワーク費用、サービス利用料、通信費、申請手数料
- ・ 空調機、照明器具等の電気機器、器具類に内蔵される通信装置
- ・ 補助対象機器と接続し表示あるいは操作用機器として用いられるPC、タブレット、スマートフォン、テレビの購入費用 (HEMS用の独自端末は経費に含めることができる。)

※木質バイオマスストーブとは、木質ペレットのみを燃料として使用する設計及び仕様であるペレットストーブ (ファンヒーター含む。) 又は薪等を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブをさす。

※複層ガラス・二重サッシについては、引き戸やドアは対象外とする。

※LED照明設備については、電池式や可搬型 (電気スタンド等) は対象外とする。また、光源 (電球・電灯) のみの交換は対象外とする。

### 【設備導入に附随する住宅・業者要件】

	住宅要件		業者要件	
	既存	新築	市内	市外
第一種設備	可	可	可	可
第二種設備	可	不可	可	不可

補助の対象設備には、設置する住宅と利用する業者に要件を設けています。住宅と業者の要件は、両方の条件を満たす必要があります。複数の設備を設置される場合は、それぞれの設備で、住宅と業者の要件を判定し、条件を満たした設備のみ補助対象とします。

なお、対象設備が設置された建売住宅を購入する方は、表に掲げる住宅要件の新築の取扱いとします。

### 《省エネルギー設備の補助金額について》

表に掲げる対象設備ごとに算出した額を合算した額とします。ただし、対象設備ごとに合算して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。

### 3 補助金の額の上限について

太陽光発電システム及び省エネルギー設備の各対象設備で定める補助金額の合計が220,000円を超える場合、220,000円を上限とします。

## ○ 補助金交付の対象となる方

### 【住宅用太陽光発電システム】

電灯契約を締結している又はこれから締結する個人で、次の全ての要件を満たしている方が対象です。

- (1) 自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する場合であり、次のア又はイに該当すること。
  - ア 太陽光発電システムを住宅に設置しようとする方（住宅の新築に併せて設置する場合を含む。）
  - イ 太陽光発電システムが設置された建売住宅を購入する方
- (2) 市税を完納している方
- (3) 平成30年3月10日（土）までに太陽光発電の電力受給を開始し、平成30年3月20日（火）までに実績報告ができる方

### 【省エネルギー設備】

- (1) 自らが居住する市内の住宅に設備を設置する方  
設備によって、設置する住宅と利用する業者について、要件を設けています。（3頁表参照）（市内業者の利用については、設備を市内業者から購入し、購入者において設置する場合も、要件を満たすものとして扱います。）
- (2) 市税を完納している方
- (3) 平成30年3月10日（土）までに設置を完了し、平成30年3月20日（火）までに実績報告ができる方

「市内業者」とは、本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で見積書を発行し、又は契約を締結し、かつ領収書を発行することができる事業者をいいます。

「市外業者」とは、上記にあてはまらない事業者をいいます。

### （注意）

- 1 過去に補助を受けた対象設備は申請することができません。
- 2 補助金の交付は、予算の範囲内で先着順となります。
- 3 申請書及び各種添付書類（見積書・電力受給契約書等）の氏名は一致させてください。

## ○ スマートハウスプラン

次世代型の住宅であるスマートハウスの創出支援を目的として、次に該当する設備の同時申請を実施する場合は、対象設備の設置・購入に伴う補助金の合計額に一定額を上乗せして交付します。

### 【対象となる設備】

- ・太陽光発電システム
- ・定置用リチウムイオン蓄電池
- ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- ・HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）

### 【適用要件】

要件	上乗せの額
(1) 上記の4つの設備のうち3つ以上を住宅に設置（住宅の新築に併せた設置を含む。）する場合 (2) 上記の設備のうち3つ以上の設備が設置された市内の住宅を建売住宅供給者等から自ら居住する目的で購入する場合 (3) 既に居住する住宅に太陽光発電又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）が稼働している場合は、上記の設備のうち、既に設置しているものを除いて、2つ以上を住宅に設置する場合	70,000円

### 【留意事項】

- ・スマートハウスプランの認定は、一回の申請ですべての要件を満たす必要があります。既に稼働している設備を除き、スマートハウスプランを構成する対象設備を分割して申請した場合、同プランは適用されません。
- ・既に稼働している太陽光発電又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）が実績報告の時点で不使用となった場合、スマートハウスプランは適用されません。ただし、認めうる特段の事情がある場合は、この限りではありません。
- ・補助金の合計額に対して、スマートハウスプランの上乗せをした結果、220,000円を超えた場合、上乗せした金額を交付します。（上限290,000円）
- ・既に稼働している太陽光発電システムは、自ら居住する住宅において、消費され、連結された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもので、電力会社と電力受給に関する契約を締結していることを条件とします。

## ○ 申請手続き（※必ず着工の15日以前に申請してください）

申請等に係る印鑑は、認印でも構いません（スタンプ印は不可）。ただし、申請から請求までの書類は、必ず同一の印鑑を使用してください。手続き（申請、変更、実績報告、請求）は、すべて環境政策課窓口で行います。（持参のみ、郵送等不可）

### 1 交付申請

「補助金交付申請書」（様式第1号）に、以下の書類を添付して提出してください。  
（持参のみ、郵送等不可）

#### （注意）

- 1 交付申請から2週間程度の審査期間を要するため、工事着工予定日（設備を購入して申請者が設置する場合は、購入予定日）は申請日から15日目以降としてください。
- 2 契約書の着工予定日についても、申請日から15日目以降としてください。ただし、住宅の新築に併せて対象設備を設置する場合を除きます。

#### 【住宅用太陽光発電システム】

- ① 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し※市の補助に係る経費が確認できるもの
- ② 経費内訳書
- ③ 設置予定箇所の現況写真
- ④ 太陽光パネルの配置計画図（建売住宅においては配置図）
- ⑤ 市税の完納証明書（申請前1か月以内に発行のもの）

※市外の方及び転入により本市での課税がない方は、当該住所地（前住所地）及び本市の完納証明書を添付してください。

- ⑥ 承諾書（申請者と建物所有者が異なる場合）
- ⑦ 住宅立面図（新築住宅の場合）

#### 【省エネルギー設備】

- ① 工事請負契約書の写し若しくは売買契約書の写し又は見積書の写し

※数量・単価など経費の内訳が明記されており、市の補助に係る経費が確認できるもの

- ② 経費内訳書（対象設備ごとに添付）
- ③ 設置場所を示す書類（住宅平面図、立面図等）
- ④ 設置予定箇所の現況写真
- ⑤ 対象設備の仕様書又はカタログの写し
- ⑥ 市税の完納証明書（申請前1か月以内に発行のもの）

※市外の方及び転入により本市での課税がない方は、当該住所地（前住所地）及び本市の完納証明書を添付してください。

- ⑦ 承諾書（申請者と建物所有者が異なり、承諾が必要な場合）

### 【スマートハウスプラン】

スマートハウスプランの適用を希望し、且つ、既に稼働している対象設備がある場合は、当該設備の稼働を証明する資料が別途必要となります。

(導入済の太陽光発電システムがある場合)

- ① 電力受給契約書の写し又はこれに代わるもの

(導入済の家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム) がある場合)

- ① 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム) の写真

※既に稼働している対象設備がない場合は、申請時にあらかじめご用意いただく資料はありません。個別の事情によっては、別途書類を提出いただくこともあります。

## 2 交付決定

提出された申請書が適正である場合、「補助金交付決定通知書」(様式第2号)を送付します。  
(補助金交付申請書提出後、2週間程度)

## 3 着手及び完了

設置工事等は、補助金の交付決定日以降に着手し、平成30年3月10日(土)までに完了してください。

※太陽光発電システムは、平成30年3月10日(土)までに電力受給を開始してください。

※対象設備を有する建売住宅の購入の場合は、交付決定日から平成30年3月10日(土)までに引渡しを受けてください。

※設備を購入して申請者が設置する場合は、交付決定日以降に購入し、平成30年3月10日(土)までに設置を完了してください。

## 4 計画変更

補助金交付申請内容を変更する場合や中止する場合は、「変更承認申請書」(様式第4号)により、必ず着工前に手続きをしてください。経費の変更を伴う場合は、「経費内訳書」を添付してください。提出された申請書を審査し、変更及び中止に係る申請の可否について「補助金交付決定変更承認(不承認)通知書」(様式第5号)を送付します。

申請内容の変更は次のとおりです。

### 【住宅用太陽光発電システム】

- ① 設置に要する経費を変更するとき。(変更内容が分かる資料を添付してください。)
- ② 太陽電池の最大出力を変更するとき。(変更内容が分かる資料を添付してください。)
- ③ メーカー又は機器を変更するとき。

### 【省エネルギー設備】

- ① 設置に要する経費を変更するとき。(変更内容が分かる資料を添付してください。)
- ② メーカー又は機器を変更するとき。

※変更の手続きでは、新たに対象設備を追加する変更はできません。

※新たな対象設備を申請する場合は、計画の変更ではなく、追加分を別途申請してください。

## 【スマートハウスプラン】

- ① スマートハウスプランの適用を受ける資格に変更があった場合

### (留意事項)

計画変更が生じた場合、補助金の額については、次の考え方を適用します。

#### (1) 補助金の額の増加を伴う計画変更

変更後の内容に基づき、補助金の額を改めて決定します。ただし、計画変更の申請時点で予算がない場合は、補助金の額に変更は生じません。

#### (2) 補助金の額の減少を伴う計画変更

変更後の内容に基づき、補助金の額を通常の申請と同じ方法で改めて決定します。当初の補助金交付申請額から計画変更にて対象外となる補助金の額を減額する計算は採りません。

## 5 実績報告（※期限までに提出ができない場合は、補助金を交付することができません。）

太陽光発電における電力受給開始日又は省エネルギー設備における設置完了日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は平成30年3月20日（火）のいずれか早い日までに、「実績報告書」（様式第6号）に以下の書類を添付して提出してください。（持参のみ、郵送等不可）

### 【住宅用太陽光発電システム】

- ① 設置に係る領収書の写し
  - ② 設置写真（太陽光パネル、パワーコンディショナ、電力量計）
  - ③ 太陽光パネルの配置図
  - ④ 電力受給契約書の写し又はこれに代わるもの
- ※申請者と電力受給契約者は必ず同一人物でなければなりません。
- ⑤ 住民票（転居又は転入により、交付申請時と住所が異なる場合）

### 【省エネルギー設備】

- ① 設置に係る領収書の写し
  - ② 設置写真（設置したことが明確に分かるもの）
- ※第一種設備は、製品の全体写真に加え、型式が分かる写真も提出願います。
- ※製品に型式の表示がない設備については、型式名の記載のある書類（保証書や取扱説明書等）と製品を並べ、型式名が読み取れるよう撮影した写真を提出してください。
- ※ガラス交換については、施工中の写真もあわせて添付してください。
- ③ 住民票（転居又は転入により、交付申請時と住所が異なる場合）

### 【スマートハウスプラン】

- ① 個別の事情によっては、別途書類を提出いただくこともあります。



## 6 補助金交付額の確定

実績報告書を審査し適正である場合、「補助金交付額確定通知書」（様式第7号）を送付します。（実績報告書提出後、2週間程度）

## 7 補助金の請求

補助金交付額確定通知書を受けた後、「補助金交付請求書」（様式第8号）を提出してください。請求書提出後、1か月程度で口座振込により補助金を交付します。

## ○ 定期報告等

事業効果を把握するため、住宅用太陽光発電システムの補助金を受けられた方は、発電量などのデータを「光市省エネ生活普及促進事業定期報告書（住宅用太陽光発電システム）」により、市に報告してください（Eメール可）。定期報告は、太陽光発電システム設置の翌月から1年間です。また、補助金を受けられた方にアンケート調査を実施することがありますので、ご協力いただくようお願いします。

## ○ 管理

補助金を受領し設置した設備については、法定耐用年数の間、適切な管理をしてください。やむをえない事情で処分、譲渡等を行う場合は、届け出てください。

詳しくは、「光市省エネ生活普及促進事業補助金交付要綱」をご覧ください。

### 〈お問い合わせ先〉

光市環境部環境政策課 TEL 0833-72-1465 FAX 0833-72-5943